

公益財団法人東京しごと財団

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：管理職（管理職試験合格者を含む）の女性労働者を2人以上増やす。

<取組期間>

令和7年4月～令和12年3月

<取組内容>

- ・昇任選考の要件等を見直し、意欲と能力のある職員が挑戦しやすい環境を整備し、職員一人ひとりの成長と組織全体の活性化を図る。
- ・対象職員に対して昇任選考に関する説明会を実施する。
- ・先輩職員を講師とした研修を実施し、今後のキャリア形成に対する意識の醸成と意識啓発を促進する。

目標2：職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度の利用率を80%以上にする。

<取組期間>

令和7年4月～令和12年3月

<取組内容>

- ・令和7年4月から新たに導入する休暇等について、全職員に周知する。
- ・改正内容を反映したハンドブックを作成し、周知するとともに、対象職員への情報提供にも活用し、制度理解と取得促進を図る。

目標3：所定外労働時間を令和6年度比10%削減する。

<取組期間>

令和7年4月～令和12年3月

<取組内容>

- ・安全衛生委員会において、毎月、所属ごとの所定外労働時間の集計を報告し、原因分析及び対策の検討を行う。
- ・ノー残業デー（毎週水曜日・給与支給日）及びノー超勤ウィーク（年間3回）を設定し、所属長が業務効率化及び定時退社の呼びかけを積極的に行うなど、メリハリのある就労の徹底を図る。